記載例は、建設業許可を取得し、登録からみなしへ切り替える場合

登録電気工事業の廃止

様式第12（第８条）

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

平成　6　年　4月　1　日

福岡県知事　殿

住　所　福岡市博多区東公園7-7
〔TEL（　092）－　643－　3439〕

氏名又は名称　〇〇電気工事（株）

法人にあっては代表者の氏名　代表取締役　福岡　太郎　印鑑不要

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１１条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号

２　事業を廃止した年月日

令和 6年 3月 15日

「登録」から「みなし」への切替の場合、
廃止日は建設業許可を取得した日とする。

※電気工事業登録が途切れないように。ただし建設業許可取得より30日以内に届出を行っていない場合は、廃止日は届出日となる。
（建設業許可取得日より、みなし受理日まで空白期間が生じる）

３　事業を廃止した理由

建設業許可を取得し、みなし登録に切り替えるため

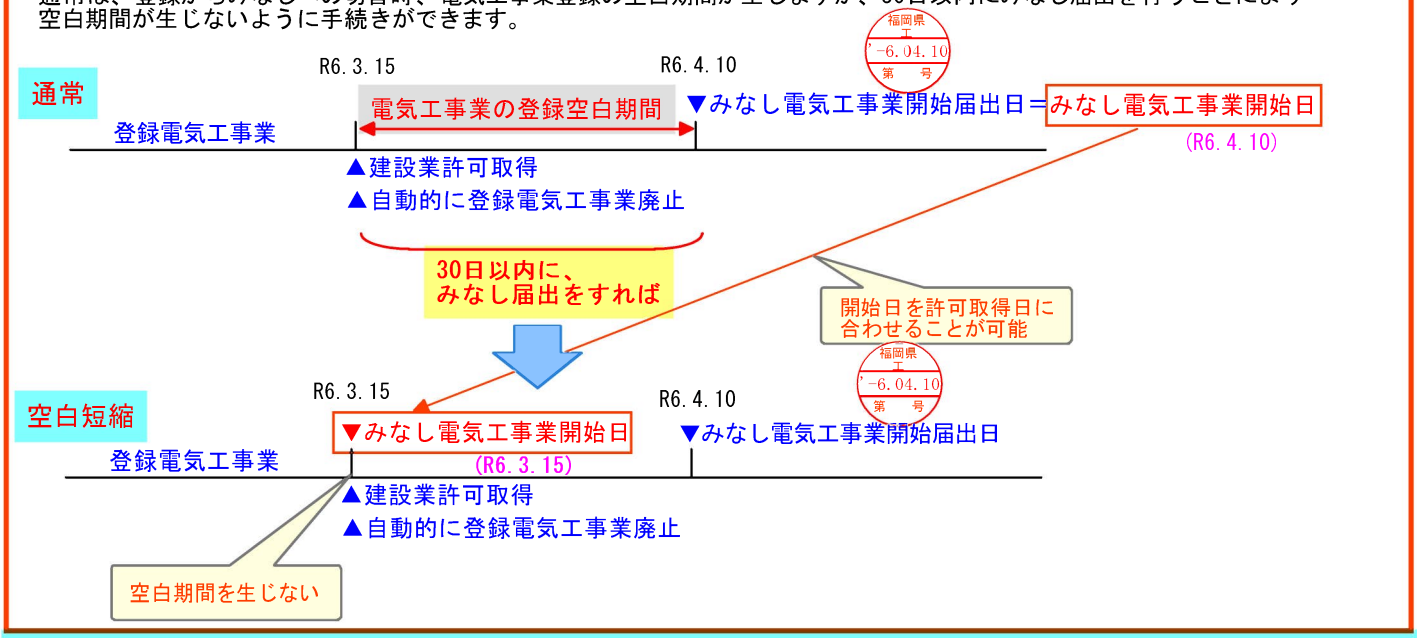
（備考）

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

切替について（登録→みなし）

通常は、登録からみなしへの切替時、電気工事業登録の空白期間が生じますが、30日以内にみなし届出を行うことにより空白期間が生じないように手続きができます。



※法人化の場合も、同様の取り扱いとする。
（会社設立日より30日以内の届出であれば、会社設立日を持って、個人を廃止、法人を開始とし、空白期間を生じないようにする）

建設業許可を持っている方は、本様式で「みなし電気工事業」の開始届出をしてください。
（建設業の許可の種類は問いません。ただし建設業許可が電気工事業以外は500万円未満の軽微な工事しか請負できません）

様式第18（第24条）

福岡県 工 ’-6.04.01 第　号

電気工事業開始届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

※切替（登録→みなし）の場合は、建設業許可日より30日以内に届出をしてください。（詳細は様式12の記載例を参照）

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事　殿

〒 812 － 8577

住　所 福岡市博多区東公園7-7

〔TEL（ 092 ）－ 643 － 3439 〕
〔FAX（ ）－ － 〕

氏名又は名称 〇〇電気工事（株）

法人にあっては代表者の氏名 代表取締役　福岡　太郎　印鑑不要

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

R6.3.10　福岡県知事許可（般-6）第000000号

2　電気工事業を開始した年月日

切替（登録→みなし）･･･最初に登録電気工事業の登録を受けた日（登録年月日）

R6.4.1

3　営業所等

↓個人登録の場合は、屋号は任意で決めること（登録本人名でも可）
↓「空白」の有無、「・」の位置、などを確認

営業所の名称	〇〇電気工事（株）
所在の場所	福岡市東区箱崎　〇ー〇
電気工事の種類	「一般用電気工作物等」または「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」
主任電気工事士等の氏名	工業　次郎
電気工事士免状の種類及び交付番号	第 1 種電気工事士免状 交付番号（ 福岡　県　第 〇〇〇〇〇 号）

自家用電気工作物の工事を行うには、作業者（雇用した者、又は申請者本人）が、
・第1種電気工事士
・第2種電気工事士＋認定電気工事従事者
↓　のどちらかであること

←主任電気工事士は、
・第1種電気工事士
・第2種電気工事士＋３年以上の実務経験
のどちらかであること

（備考）
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は、記載しないこと。
3　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
4　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第１９条第２項に該当する場合にあっては※印を付すること。
5　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

※　申請者が個人の場合には、住所及び氏名は住民票のとおり記載すること。（営業所の所在地及び名称と混同しないこと。）
　また、法人の場合には、法人登記簿のとおり記載すること。

日中連絡の取れる連絡先
090　－ XXXX　－ XXXX

↑確認などで、後から連絡する場合があるので必ず記入すること

【添付書類】施行規則２－２－１

（個人）

誓　　約　　書

令和　6年　4 月　1日

提出日

福岡県知事　殿

自著の必要はないが、
申請者が誓約すること

住所　福岡市博多区東公園7-7

登録申請者

氏名　福岡　太郎　　押印不要

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約いたします。

法6条　（登録の拒否）
以下に該当するものは、登録を拒否しなければならない
・電気工事士法、電気用品安全法違反から2年を経過していない
・登録の取り消し処分から2年を経過していない
・登録の取り消し処分の時役員で、2年を経過していない
　　・
　　・
　　・
等。詳しくは法文を参照

【添付書類】施行規則２－２－１

（主任電気工事士）

誓　　約　　書

令和 6 年 4 月 1 日

提出日

福岡県知事　殿

自著の必要はないが、
申請者が誓約すること

住所　福岡県博多区東公園7-7

登録申請者　氏名又は名称　〇〇電気工事（株）

法人にあっては
代表者氏名　福岡　太郎　　押印不要

※個人の場合は、氏名欄に申請者名を記入

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項第１号から第４号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
〇〇電気工事（株） ↑屋号がない場合は記入の必要なし 営業所名称は申請書の記載内容と同一にすること	工業　次郎	第一種電気工事士 福岡　第〇〇〇〇〇号

※　角印･･･俗に社印という。会社名が彫り込まれた四角い印鑑。会社の認印にあたる。
　　丸印･･･会社の代表者の印鑑。印影が2重の円。外側に会社名、中央に役職名が刻まれる

【添付書類】

（主任電気工事士）

雇　用　証　明　書

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事　殿

住所　福岡市博多区東公園7-7

登録申請者　氏名又は名称　〇〇電気工事（株）

法人にあっては
代表者氏名　福岡　太郎　印

法人の場合は丸印
個人の場合は認印など
※法人の場合、角印は不可

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	工業　次郎
住　　所	福岡市東区箱崎1-18-1
生年月日・年令	昭和47 年　10 月　2 日　満　52 才
雇用年月日	令和1 年　4 月　1 日　申請日より前のこと

※　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

押印に変えての署名の場合、
法人･･･代表者氏名欄
個人･･･氏名又は名称欄に自著のこと